

2019年度(平成31年度)労働者福祉に関する事業への支援要請 (平成30年12月26日)

番号	要 請 事 項	回 答	課 名								
1	<p><b>「労働者福祉運動の育成・強化」について</b>  <b>(1)労働者福祉の充実について</b></p> <p>① 弊会は、「安心できる福祉社会」の実現をめざし、広く勤労者の福祉向上の活動に取り組んでおります。つきましては、勤労者に対する相談・助言活動、就労支援・職業紹介、講座・セミナー・啓発活動、調査・研究活動等、県下各地域での勤労者福祉活動を充実させるため、総合的な支援を要請します。</p> <p>② 活動領域の拡がりとともに、県各部署との意見交換が必要となっています。引き続き、各部署との意見交換の機会をいただき、県下勤労者の自主福祉運動の推進及び発展に寄与する活動にご助言・ご支援をいただきますよう要請します。</p>	<p>① 就業の促進及び就業環境の整備等、労働者の総合的な福祉向上のため、貴会が果たしている役割は重要と考えており、それぞれの分野で連携し、予算等を通じて支援していく考えです。</p> <p>② 貴会とは、従来から意見交換等を実施してきているところであり、今後もそのように努める考えです。</p>	<p>雇用政策課</p> <p>雇用政策課</p>								
	<p><b>(2)「くらしサポートセンター島根」の事業への支援について</b></p> <p>くらしサポートセンター島根は、労働・生活全般にかかる相談のワンストップ解決サービスを目的として事業展開しています。厳しい社会経済・雇用環境のもとで相談者からの相談内容も複雑化・多様化しており、サービス充実のためには、情報収集に加え、相談員体制の充実、スキルアップ及び関係先との連携・ネットワーク機能の強化と周知活動が必要です。つきましては、引き続き、実務的な情報提供や連携強化への協力を要請します。</p> <p>※実績</p> <table border="0"> <tr> <td>平成 29 年</td> <td>労働相談 502 件</td> <td>生活相談 346 件</td> <td>合計 848 件</td> </tr> <tr> <td>平成 30 年</td> <td>労働相談 521 件</td> <td>生活相談 397 件</td> <td>合計 918 件</td> </tr> </table> <p>(いずれも各年1月～11月までの実績)</p>	平成 29 年	労働相談 502 件	生活相談 346 件	合計 848 件	平成 30 年	労働相談 521 件	生活相談 397 件	合計 918 件	<p>「くらしサポートセンター島根」事業については、労働者が抱える様々な問題に総合的に対応される相談窓口であり、有意義な事業であると考えております。</p> <p>島根県雇用政策課でも労働相談の窓口を設けており、くらしサポートセンター島根とも情報交換を行いながら連携を深めていきたいと考えております。</p>	<p>雇用政策課</p>
平成 29 年	労働相談 502 件	生活相談 346 件	合計 848 件								
平成 30 年	労働相談 521 件	生活相談 397 件	合計 918 件								

<p><b>(3)平成 31 年度の事業費補助金の交付について</b>  上記のように、「くらしサポートセンター島根」の相談・助言活動、勤労者の豊かなセカンドライフのためのライフプランセミナー、機関誌・広報活動、メーデーへの助成等、弊会の公益活動について、今年度と同額の事業費補助金の交付を要請します。</p> <p>平成 31 年度 要請額 300 万円  事業開始予定年月日 平成 31 年 4 月 1 日  事業完了予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日</p>	<p>「くらしサポートセンター島根」事業をはじめ、貴会が来年度実施を予定している事業については、労働者福祉の向上を図るうえで効果的な事業だと考えており、来年度当初予算の編成にあたっては、必要な予算を確保するよう努めていきたいと考えております。</p>	<p>雇用政策課</p>
<p><b>2 中高年齢者及び女性の就労支援事業への支援について</b>  少子高齢化の進行や生産年齢人口の減少に加え、若者の進学や就職による県外への流出等により、県内企業における人材不足が懸念されるなか、県による就労支援事業は、雇用の確保に向けた具体的な取り組みとして引き続き重要な施策と認識します。</p> <p>つきましては、平成 30 年 4 月より委託をいただいた「中高年齢者就労支援事業」及び「女性就労支援事業」推進に対して、引き続き支援並びに助言をいただくとともに、県内企業・経営者団体に対する中高年齢者及び女性の雇用促進にかかる啓発活動について要請します。</p>	<p>本県では、少子化、若者の県外流出等により、生産年齢人口の減少が続いており、ほぼ全ての業種において人手不足となっています。</p> <p>一方、結婚や子育て等で離職された女性や、定年退職された方の中には、働くことを希望される方がおり、現在、貴会に中高年齢者及び女性のための就職相談機関「レディース仕事センター、ミドル・シニア仕事センター」の運営を委託し、こうした方々の就労を支援し、県内企業の人手不足に対応しているところです。これらの事業は引き続き実施していくこととしています。</p> <p>また、女性、中高年齢者の雇用の場を一層拡大していくためには、柔軟な働き方等に対する企業の理解を広げていくことが必要です。今後も貴会と連携し、様々な機会を通じて企業等への啓発に努めてまいります。</p>	<p>雇用政策課</p>
<p><b>3 「格差・貧困社会の是正、ナショナルミニマムの保障、セーフティネットの強化」について</b>  本年 6 月に生活困窮者自立支援法が改正され、基本理念や都道府県の役割が明確化されるとともに、就労準備支援や家計改善支援など各事業の拡充・強化や体制の整備に向けて大きく前進しました。</p> <p>本年 10 月の改正法施行に伴い、本県においても制度をさらに拡充・強化し、支援を必要とする人たちが相談・支援につながるよう体制を整備していくことが必要です。そのためにも、官民による幅広い協働ネットワークと地域の総合力で同事業を進めることが重要であり、弊会としても、くらしサポートセンター島根と関係組織との連携や協力関係の構築に努めております。</p> <p>また、生活困窮者支援と貧困をなくす取り組みは車の両輪で</p>		

<p>す。本年10月からの生活扶助基準の大幅な引下げに伴い、連動する様々な制度や施策にも影響を与えることから、住民生活の低下や不安を招かないような対応が求められます。</p> <p>つきましては、生活保護基準引下げに伴う対応や生活困窮者自立支援制度の発展に向けて、以下について要請いたします。</p> <p><b>(1)生活保護基準の見直しに伴う住民生活への影響への対応</b></p> <p>本年10月からの生活保護基準の見直しに伴い他制度に生じる影響については、国においても「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」（本年1月19日閣僚懇談会確認）としていることを踏まえ、同基準に準拠する社会保障制度や就学援助などの諸制度については、地方単独事業も含めて従前と同水準の支援を堅持するなどの措置を講ずること。また、管内の市町村に対しても、引き下げに伴う住民生活への影響を最小限にとどめるよう周知徹底を行うこと。</p>	<p>県としては、関係部局長あて6月25日付けで依頼文書を発出しており、「できる限り、その影響が及ばないよう対応する」とする国の対応方針を踏まえ、県民生活への影響を十分考慮して対応しているところであります。</p> <p>また、管内の市町村長に対しても同日付けで通知を発出し、国の対応方針を踏まえ、適切に対応していただくよう依頼しています。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p><b>(2)生活困窮者自立支援事業の拡充・強化と体制整備</b></p> <p>① 改正法に定められた基本理念に基づき、社会的孤立や経済的困窮などの複合的な課題を抱えて支援を必要とする人々に対し、生活困窮者自立支援制度が着実にその役割と機能を果たすよう、改正の趣旨及び目的について関係者や住民への周知・啓発を徹底すること。</p>	<p>① 改正後の生活困窮者自立支援法では、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○生活困窮者の尊厳の保持</li> <li>○就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援</li> <li>○地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備の3つを基本理念として、改めて明文化されました。</li> </ul> <p>既に県では市町村に対して、改正法について説明会も行ったところです。</p> <p>実施主体である市町村ではこの制度を生活に困窮している方に確実にお知らせすることが出来るように、一般のメディアを使った広報以外に、税務・国保等の担当部局や各福祉担当課など関係部署による連携体制づくりや地域の福祉関係者への説明等に取り組んでいます。</p> <p>また、民間団体なども含めた多様な関係機関で、生活困窮者支援を行っていくためには、市町村との連携体制の構築が重要であると考えますので、県ではこうした取組みが一層進むように市町村に情報提供や助言を行ってまいります。</p>	<p>地域福祉課</p>

<p>② 支援が必要な人たちをできるだけ早期に適切な支援につなげ、断らない相談を実践するため、必要な予算を確保し、十分な支援員等の人員配置や体制整備を行うこと。</p>	<p>② 改正後の生活困窮者自立支援法では、生活困窮者に対する自立支援を適切に行うために必要な人員を配置する努力義務が設けられました。国では自己評価基準の分析ツールの提供や、自立相談支援事業の支援実績に応じた補助基準額への加算を行うこととしています。 制度の実施主体であります市町村に対し、こうした情報の提供や研修等を行いながら、生活困窮者支援のための適切な体制が確保できるよう助言を行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>③ 改正法により就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化され、国が今後3年間で集中的に実施体制の整備を進めることを受けて、県内全ての市町村において両事業が完全に実施されることを目指して取り組むこと。また、一時生活支援事業、子どもの学習・生活支援事業も含め、各任意事業の実施率を高めつつ、自治体間格差を是正し、全体的な底上げをはかること。</p>	<p>③ これまで、任意事業であった就労準備支援事業、家計改善支援事業が努力義務化となったことを踏まえて、各市町村の取り組み状況について聞き取りを行っているところです。 これらの事業の実施がより進み、それぞれの市町村のニーズに沿った支援が適切に行われるよう、今後も働きかけていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>④ 改正法により、都道府県による研修等の市等への支援事業が創設され努力義務化されたことを受けて、県としての役割やイニシアティブを発揮し、市等の職員に対する研修、事業実施体制の支援、市域を越えたネットワークづくりなどの支援を強化すること。とりわけ、家計改善支援など専門性が求められる事業については、広域的事業の実施も含めて自治体間の調整や支援を行うこと。</p>	<p>④ 現在、県では各市町村の自立相談支援機関を対象として、新任研修及び専門研修を実施しています。研修内容については、国主催の研修修了者を含めた研修企画チームで検討を行い、より効果的な研修の実施に努めています。今後もこの研修が、生活困窮者支援の実施体制の強化に繋がるものとなるよう努めていきます。 また、各市町村で実施体制を検討される中で広域的な事業展開が必要となる場合は、調整等の支援を行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑤ 支援対象者の社会参加や就労体験・訓練の場をより多く確保し、地域で支える体制をつくるため、認定就労訓練事業者に対する経済的インセンティブ（優先発注、税制優遇、立ち上げ支援等）の活用や支援ノウハウの提供など、受け皿となる団体や企業が取り組みやすい環境を整備すること。とりわけ、改正法で「就労訓練の認定事業者への受注機会の増大」が努力義務化されたことを踏まえ、関係部局が連携し、自治体における優先発注の取り組みを促進すること。</p>	<p>⑤ 認定就労訓練事業者への優先発注を行うためには、対象が、地方自治法の規程による「事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供」であることの判断基準等について県の規則で定める必要があります。 中間就労の場であり、対象者の入れ替わりがある認定就労訓練事業所において、どのような基準とするべきか、今後、他の自治体等の事例を参考にしながら、検討していきたいと考えています。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑥ 生活困窮者自立支援事業は「人が人を支える」制度であることに鑑み、制度を担う相談員・支援員が一生の仕事として誇りを持って働けるよう雇用の安定と処遇の改善をはかるとともに、研修の充実などスキルの向上を支援するための必要な措置を講ずること。</p>	<p>⑥ 県では研修等の実施により、引き続き各市町村や自立相談支援機関の担当職員のスキル向上を図るための支援を行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>

<p>⑦ 生活困窮者自立支援事業の委託契約に当たっては、事業の安定的運営やサービスの質の向上、利用者との信頼関係に基づく継続的な支援、人材の確保やノウハウの継承をはかる観点から、価格競争や単年度実績でのみ評価するのではなく、一定期間事業を委託した結果として得られた支援の質や実績を総合的に判断すること。</p>	<p>⑦ 実施主体である市町村において、各事業が適切に実施できる体制が確保されるよう、必要に応じて助言を行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑧ 支援効果の評価にあたっては、経済的自立（就労）のみならず、日常生活や社会生活における自立も含め、支援の段階に応じて適切に評価すること。また、子どもの学習・支援にあたっては、居場所づくりや生活面も含めた包括的な支援を行うこと。</p>	<p>⑧ 生活困窮者の自立支援においては、経済的な自立だけではなく、対象者それぞれの状態像に合わせた多面的な評価を行うことが必要と考えており、実施主体である市町村等にもその旨周知しているところです。</p> <p>また、子どもの学習支援事業においては、改正法により生活支援等の部分が強化されたことについて、各市町村等へ周知したところですが、今後も事業の実施にあたり、包括的な支援が行われるよう助言等を行っていきます。</p>	<p>地域福祉課</p>
<p>⑨ フードバンクや子ども食堂による食料提供について、一部の自治体でこれを収入と認定し、生活扶助が減額されている問題が指摘されている。県として、収入と認定している事例の有無について実態を把握するとともに、これを収入認定の対象から明確に除外するよう徹底すること。</p>	<p>⑨ フードバンクや子ども食堂による食料提供があった際の生活保護制度上の取扱いは、実施要領に特段の定めがないため、それぞれの実施機関において判断されているのが実情です。</p> <p>県内市町村の状況については、一部自治体でフードバンク利用を収入として認定していますが、子ども食堂を利用した場合に同様の取扱いを行う自治体は把握していません。</p> <p>なお、生活保護制度は国の責任において実施されるものですから、その取扱いは国が定めるべきものと考えます。</p> <p>おって、国においてこれらの取扱いの検討が行われておりますので、県としては今後の国の動向を注視してまいります。</p>	<p>地域福祉課</p>

<p><b>(3)経済的理由で夢を断念させない～教育・人材育成での機会均等</b></p> <p>貧困の連鎖を防止する観点と経済的理由で子供の夢を断念させないため、以下の施策を実施されるよう要請します。</p> <p>① 県として、経済的理由によって就学が困難な者の就学へ向けた相談、および、奨学金制度の利用・返還に関する相談などに対応する、開かれた相談窓口の整備・拡充を図ること。</p> <p>② 県として、国に対して、現行の日本学生支援機構の奨学金制度の改善、ならびに国による給付型奨学金制度のさらなる拡充を働きかけること。</p> <p>③ 県として、国の奨学金制度を補う観点から、県独自の給付型奨学金制度の創設並びに、奨学金返還助成制度（中山間地域・離島での資格取得促進事業）の要件等の緩和並びに、広報等を通じた事業所及び就職予定者への周知の強化等、さらなる充実・改善を図ること。</p>	<p>① 経済的理由によって就学が困難な者が必要な支援を受けられるよう、各種支援制度や奨学金制度の利用・返還について、各学校において入学時、進級時に文書を配布したり、県・島根県育英会のホームページで相談窓口の情報提供をするなど適宜周知を図っています。</p> <p>②③ 日本学生支援機構の奨学金制度の改善については、中国知事会や全国公立大学設置団体協議会を通じて国に対して要望をしています。大学生等を対象とする給付型奨学金制度の拡充についても、全国知事会などを通じて国に対して要望をしています。</p> <p>高校生や大学生等に対する県独自の給付型奨学金制度については、中山間地域・離島の企業等へ就職し、国家資格等の取得を目指す又は取得済みの場合に、奨学金の返還額の全部又は一部を助成する制度を設けておりますが、今年度募集分から対象資格や対象者などを拡充するとともに、学校訪問などを行い、周知の強化を図っています。なお、国ですすめられている給付型奨学金制度の拡充の動向をあわせて注視していきます。</p> <p>また、高校生を対象とする奨学のための給付金制度について、国への重点要望において更なる充実を要望しているところです。</p>	<p>総務部総務課 学校企画課</p> <p>総務部総務課 学校企画課</p>
<p><b>(4)子どもの貧困・虐待対策</b></p> <p>全国的な児童虐待相談処理件数の急増に対応し、児童福祉司、相談員、児童心理司等の人材育成・確保を早急に進め、予防的な取り組みを強化し、児童虐待を防止する態勢を強化すること。</p>	<p>児童福祉職、心理職を計画的に採用し、相談体制等の充実を図ってきており、今後とも専門職を計画的に採用するとともに、研修等により、児童相談所職員等の人材育成・確保に努めていきます。</p> <p>また、市町村等の地域の相談支援体制の強化のため、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点の設置促進や市町村要保護児童対策地域協議会の活性化を図るとともに、連携体制を強化し、地域における虐待予防体制の強化に努めていきます。</p>	<p>青少年家庭課</p>

<p><b>4</b></p>	<p><b>消費者政策の充実強化について</b>  <b>(1) 地方消費者行政の充実・強化</b>      県として、消費者行政に携わる人材の支援・育成、消費者相談体制の維持・強化と行政処分の執行体制の強化など、地方消費者行政の充実・強化をはかること。      また、国に対して「地方消費者行政活性化交付金」の増額を求めるとともに、地方自主財源の増強を含め、県消費者行政予算を確保すること。</p>	<p>県では、国家資格である消費生活相談員の資格取得や技術向上のための研修等を通じて県及び市町村の消費生活相談体制の強化・充実を図り、また不当取引専門指導員等関係法令を執行する職員の専門性の向上にも努めています。今後も、県民の消費生活における生命、身体又は財産に対する危害の防止を図るため、必要な予算を確保するとともに、国に対しては全国知事会等を通じて交付金の増額を要望していきます。</p>	<p>環境生活総務課</p>
	<p><b>(2) 消費者と事業者の良好な関係性の促進</b>      県として、一部の消費者による過剰な要求、暴言・暴力等の問題について、公共の利益および消費者・労働者双方の権利を守る観点から、消費者と事業者の良好かつ健全なコミュニケーションを促進するよう普及・啓発を進めること。</p>	<p>県では毎年、事業者団体や消費者団体等との意見交換会に参加し、消費者保護に係る業界自主基準、商品・サービス等の最新情報や消費者ニーズの動向等の把握に努めています。今後も、消費者教育の推進や消費者団体等のネットワーク化などを通じ、消費者と事業者のコミュニケーションの促進に努めていきます。</p>	<p>環境生活総務課</p>
<p><b>5</b></p>	<p><b>中小企業勤労者の福祉格差の是正について</b>  <b>(1) 中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、島根県東部勤労者共済会・島根県西部勤労者共済会が更に魅力あるサービス提供ができるよう、会員加入促進等に向けた県としての支援・助言等積極的な役割を發揮すること。</b></p>	<p>(一財) 島根県東部勤労者共済会及び(一財) 島根県西部勤労者共済会が安定した運営を継続し、魅力あるサービスを提供していくには、今後とも経営改善や自主財源確保のため、会員加入の促進を図る必要があります。      県としては、各勤労者共済会への会員加入の促進を図るため、引き続き、事業啓発及び商工団体等への巡回訪問等を実施し、安定した運営ができるよう支援していきます。</p>	<p>雇用政策課</p>
	<p><b>(2) 中小企業退職金共済制度の積極的な普及と加入促進に努めること。</b></p>	<p>中小企業退職金共済制度については独立行政法人勤労者退職金共済機構において運営されていますが、県でもホームページや広報誌、「企業支援施策ガイドブック」などで事業を紹介し、制度の普及に努めています。      また、中小企業退職金共済制度普及推進員と連携し、加入促進にも努めています。      中小企業退職金共済制度は、国に指導・監督権限があるものであり、県には直接の権限はありませんが、今後も適正な制度の普及に努めていきます。</p>	<p>雇用政策課</p>

<p><b>6 暮らしの安全・安心の確保</b>  <b>(1)子育て・教育支援</b></p> <p>① 子どもの貧困問題への対策と、子育て・教育における親の費用負担軽減のための施策を講ずること。</p> <p>② 仕事と子育てが両立できるワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進すること。</p> <p>③ 待機児童ゼロの実現をめざす施策を講ずる。待機児童の解消に向けて、保育士の人材確保のため処遇改善を進めること。</p>	<p>① 県では、平成 27 年 3 月に策定した「子どものセーフティネット推進計画」に基づき、「貧困の世代間連鎖解消」と「問題を抱える子どもの早期発見」の観点から約 100 に及ぶ施策を県・市町村と連携しながら進めているところです。</p> <p>今後も、子どもの貧困の実態把握に努め、その実態に即した有効な施策や取組みについて、関係者と共に検討していきます。</p> <p>また、県では、第 1 子・第 2 子及び第 3 子保育料軽減事業により、子育て世代の経済的負担の軽減を行っています。</p> <p>(経済的支援)</p> <p>高校段階では、学びを経済的に支える国の就学支援金制度や平成 26 年度に県が創設した奨学のための給付金制度などにより、引き続き、費用負担軽減のための支援を継続していきます。また、義務教育段階では、就学援助制度の充実が図られるよう、実施主体である市町村と情報共有を図りながら、国に対し働きかけていきます。</p> <p>② 従業員の仕事と子育ての両立支援に積極的に取り組む企業を「こころカンパニー」として県が認定し、優れた取組を行う企業を表彰することにより、ワーク・ライフ・バランスを推進しています。</p> <p>また、女性が働き続けやすい職場環境の整備を進めるため、経済団体、労働団体等と設置した「しまね働く女性きらめき応援会議」において、経営者の意識啓発等に取り組んでおります。</p> <p>仕事と子育ての両立をはじめ、誰もが働き続けることができる魅力ある職場づくりに向けた企業等の取組を支援することにより、ワーク・ライフ・バランスの推進に取り組んでおります。</p> <p>③ 国では、待機児童解消に向け、「子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿確保のため、保育所整備や保育人材の確保の施策が進められています。</p> <p>県においても、待機児童ゼロ化事業を実施し、年度途中の入所に対応するために確保した保育士の人件費補助を行っています。</p> <p>国においては、複数年次にわたり処遇改善を実施していますが、県では重点要望において、更なる処遇改善を求めており、また、勤務年数の長い職員に対する定期昇給のための財源措置や、経験や技能に応じた処遇改善制度の柔軟な運用など、保育士が長く働き続けることができるよう処遇改善を求めているところです。</p> <p>なお、国において平成 31 年度に更なる処遇改善が図られる予定ですので、注視していきたいと考えます。</p>	<p>地域福祉課  子ども子育て支援課</p> <p>学校企画課</p> <p>子ども子育て支援課  環境生活総務課  雇用政策課</p> <p>子ども子育て支援課</p>
--	--	--

	(参考:平成31年度当初予算1%(新しい経済パッケージに基づく))	
<p><b>(2)フードバンク活動の促進</b>          フードバンクや子ども食堂の活動(新規団体含む)を促進・普及するための支援策、補助事業の創設・拡充を図るとともに、県内におけるフードバンク活動の周知を図ること。</p>	<p>フードバンクは、食品工場で発生する規格外品や家庭で食べきれないため廃棄対象となってしまう食品などを引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動です。</p> <p>県内では市町村社会福祉協議会等が、緊急に食料を必要とする生活困窮者等への支援として、自主的に取組まれています。</p> <p>県としては、地域貢献事業の一環として行われている先駆的な取り組みなどを、関係機関等へ情報提供していきたいと思えます。</p> <p>なお、農林水産省では、食品ロスの削減や食品廃棄物等のリサイクル推進の一つの手段としてフードバンク活動の推進・強化に向けて、次のような取組みに対して支援を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フードバンク活動に向けた研修会、普及啓発活動、人材育成</li> <li>・未利用食品を一時保管するための倉庫の賃借や運搬するためのハンドリフト、レンタカーの賃借などの活動</li> </ul> <p>なお、食品関連事業者からフードバンクへの食品提供は、その提供が実質的に商品廃棄として行われるのであれば、税制上も全額損金処理が可能です。</p> <p>子ども食堂は、地域全体で子どもを育てる場、地域のつながりの場として貴重な取組みと考えています。</p> <p>県としては県社協や市町村社協、関係団体と協働し、創設や継続のための相談受付、運営スタッフのスキルアップ、情報交換、つながりづくりを目的とした研修会の開催等行っているところです。</p> <p>今後も、県社協や市町村社協とも連携を図りながら、地域や民間団体の主体的な動きを尊重しつつ、活動しやすい環境づくりの支援を進めていきたいと考えております。</p>	<p>地域福祉課          青少年家庭課</p>